



Westlaw Japan / 大江橋法律事務所 共催勉強会

債権回収担当者が知っておきたい 債権回収の具体的方法とその手続き

講師：弁護士法人 大江橋法律事務所 弁護士 森本 祐介

新型コロナウイルスの感染拡大により、2020年3月頃から倒産及び破産が増加し、各種担保の取得等の債権回収のための平時からの対策の必要性についてはより強く意識されるようになっております。

他方で、例えば、サービスを提供する取引であるため、商品について所有権留保特約を付すといった対応ができない、取引の相手方が抵当権を設定するような不動産を所有していない(又は所有しているが金融機関からの借入れで既に抵当権が設定されている)といった場合には、取引先の代表者又は親族を連帯保証人とする対策しか採り得ないこともあります。このような取引の債権回収では、債権回収担当者は取引先の財産の調査から検討しなければなりません。

本勉強会では、このような取引を念頭に、債権回収の必要性が生じた場合に、債権回収担当者が法的にどのような方法を採用できるのか、その手続きはどのようなものであるのか、また、経済合理性の観点からどのような状況においてどのような方法を採用するのがよいのか、等について解説します。

日時：2022年5月19日(木) 16:00～17:30

開催方法：オンラインにて、ライブウェブキャストセミナー(WEBオンラインセミナー)を開催いたします。
会社、ご自宅などWEB環境があればどこからでもアクセスいただけます。
お申込み後、セミナー開始前にセミナー視聴用URLをお知らせいたします。

参加費：無料

お申込みはこちら：<https://www.westlawjapan.com/event/study/220519s.html>

※申込フォームにパスワードが掛かっておりますので、パスワード「0519」を入力後、お申込み入力をお願いいたします。

お問い合わせ先：seminar@westlawjapan.com

プログラム

16:00～17:30 講師によるワークショップ(質疑応答を含む)

※今回の勉強会は、企業の法務部門のご責任者および実務担当者を対象としています。個人の方のお申込みは、ご遠慮いただいております。

講師紹介

弁護士法人 大江橋法律事務所

弁護士 森本 祐介(もりもと ゆうすけ)

2010年京都大学法学部卒業、2012年京都大学法科大学院修了、2013年弁護士登録。

主に、フランチャイズ事業や不動産事業に関する案件・相談を取り扱うほか、独占禁止法、紛争解決、コーポレートM&A等に関する案件・相談も取り扱う。主なセミナーとしては「契約交渉における独占禁止法上の留意点」(Westlaw Japan / 大江橋法律事務所 共催勉強会)、「フランチャイズ事業の法的留意点—フランチャイザーに対する法務デューデリジェンスの場面を前提に—」(同上)があり、最近の執筆としては「類型別独占禁止民事訴訟の実務」共著(有斐閣、2021年)、「フランチャイズ契約書において留意すべき重要事項」(大江橋ニュースレター2022年1月号)がある。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：www.westlawjapan.com 0120-100-482(月～金9:00～18:00)

セミナーに関するお問い合わせ：seminar@westlawjapan.com

ウエストロー・ジャパン商品に関するお問い合わせ：support@westlawjapan.com

 **WESTLAW JAPAN**
A Shinnippon-Hoki, Thomson Reuters Partnership